

令和元年6月1日

みんなの市税

編集・発行 福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

目次

- 1 「いつでも」「どこでも」市税の納付ができます！
- 2 市税の納付には「口座振替」が便利です！
- 3 市税に関する証明(所得証明等)について
- 4 平成31年度から配偶者・配偶者特別控除が変わります！
- 5 複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます！
- 6 個人市県民税の特別徴収を推進しています《県内一斉》
- 7 消費税・地方消費税の税率が引き上げられます
- 8 市税に関するお問い合わせ先

1 「いつでも」「どこでも」市税の納付ができます！

スマートフォン等を利用したLINE Pay、モバイルレジ、クレジットカードで納付できます。

NEW! LINE Pay 市税の納付をLINE Payで!



※お支払いには事前にLINE Payへのご登録とチャージが必要です。
 ※市税の納付はポイント還元の対象外です。また、LINEポイントでの納付はできません。

1 「ウォレット」タブ内「請求書支払い」をタップ

2 お手元の納付書のバーコードを読み込む

3 内容を確認して支払い完了!

LINE Pay

請求書支払い



事前にLINEアプリのインストールが必要です。

モバイルレジ 市税の納付をモバイルレジで!

1 「バーコード撮影開始」をタップ

2 お手元の納付書のバーコードを読み込む

3 内容を確認して金融機関を選択したら支払い完了!

※事前に金融機関のインターネットバンキングの申込が必要です。

※ご利用可能携帯電話・金融機関・収納機関については事前に専用サイト(右QRコード)でご確認ください。

モバイルバンキング支払い



事前にモバイルレジアプリのインストールが必要です。

市税の納付をクレジットカードで!



詳細については、福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 クレジット

検索

1 「福岡市 クレジット」で検索し、専用サイトにアクセス

2 お手元の納付書の納付番号、確認番号を入力

3 内容を確認してクレジットカード情報を入力したら支払い完了!

《納付の注意事項》

- 利用できる税目：個人市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税
- LINE Pay・モバイルレジを利用できる納付書：バーコードが印刷された30万円以下の金額の納付書
- クレジットカード納付できる納付書：納付番号と確認番号が印字された1,000万円未満の納付書
- 領収書は発行されません。(納期限内に軽自動車税を納付された場合、車検に必要な軽自動車税車検用納税証明書(継続検査用)は6月下旬に郵送します。)
- ※口座振替からLINE Pay、モバイルレジ、クレジットカード納付等へ支払い方法を変更する場合は、口座振替廃止届の提出が必要です。

2 市税の納付には「口座振替」が便利です!

口座振替とは、市税を納期ごとに指定した預貯金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。

メリット

- ① **便利**…金融機関に出かける必要がありません!
- ② **安心**…納付忘れを防げます!
- ③ **安全**…現金を持ち歩く必要がありません!

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)
- 軽自動車税



インターネット口座振替専用サイトへのアクセスはこちらから

福岡市 口座振替納付依頼書

検索

福岡市 市税インターネット口座振替

検索

申込手続き(新規・変更)

▶郵便

「口座振替依頼書」に必要事項を記入、金融機関登録印を押印のうえ ポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されており(軽自動車税を除く)、また福岡市ホームページからもダウンロードできます。

▶インターネット

ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して手続きができます。

申し込み方法など詳細については福岡市ホームページをご覧ください。納税管理課(連絡先は4面参照)へお問い合わせください。

口座振替の申し込みできる税目



3 市税に関する証明(所得証明等)について

平成31年度の所得証明書は、個人市県民税が普通徴収の方及び公的年金からの特別徴収の方は**6月12日(水)**から発行します。(個人市県民税が非課税の方及び給与からの特別徴収の方は5月17日(金)から発行しています。)

1 市税証明を請求できる方

個人や法人の秘密に関わりますので、原則として次の方に限られます。

- (1) 本人(相続人、納税管理人も含まれます。また、相続人等であることを証明する書類が必要です。)
- (2) 本人の委任状等を持参した人(ご家族の場合でも委任状が必要です。)
※委任状は作成日から3カ月以内のもの
- (3) 法人の代表者(代表者以外の方が請求される場合は法人印及び代表者の職印が必要です。)
- (4) 借地人、借家人(評価証明書の請求に限ります。賃貸借契約書及び賃借料の直近の領収書をご持参ください。)
※転借人の場合は、必要な書類等が異なる場合があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

2 請求に必要な書類等

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・マイナンバーカード ・住基カード(写真付) ・在留カード(外国人登録証)等 ・その他公的機関が発行した証明書
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人印及び代表者の職印 ・法人印及び代表者の職印が押印された申請書 ※印鑑に法人名がない場合や法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。

※市税納付後おおむね2週間以内に納税証明書(滞納が無いことの証明書など)を請求されるときは、領収書や振替が確認できる通帳をご持参ください。

委任状の記載内容

(ご家族の場合でも委任状が必要です)

委任状 [見本]

(代理人)
住所
氏名 (窓口に来られる方)

私は、上記の者を代理人と定め、次の証明書の請求及び受領を委任します。

(1) 証明書の名称 () 証明
(2) 証明書の年度及び通数 () 年度・() 通

福岡市() 区 長 様
令和 年 月 日
(委任者)
住所
氏名 (証明が必要な方) 印

※(代理人)…窓口に来られる方
(委任者)…証明が必要とされる方

※印は朱肉で押印するもの

3 市税証明の種類・手数料・担当窓口

証明書の種類	手数料
納税証明書 市税に係る徴収金に滞納が無いことの証明書 市県民税課税・非課税証明書(所得証明書) 固定資産公課証明書・評価証明書	一件300円
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無料

●窓口

- ・区役所 課税課 ・納税管理課(市役所北別館2階)
- ・早良区入部出張所 ・西区西部出張所
- ・千早証明サービスコーナー(東区なみきスクエア内)
- ・市内34の郵便局(評価証明書を除く)

※上記証明書は居住(賦課)区以外の区役所等でも発行しています。

4 郵便局での市税証明の発行

市内34の郵便局で、納税証明書などの市税に関する証明(固定資産評価証明書を除く)を受け取ることができます。ただし、取り扱いができるのは**請求者ご本人に限ります**。窓口では本人確認をしますので、**本人確認書類**(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。

●取扱郵便局

東 区	福岡東、和白、志賀島、西戸崎、香椎御幸、福岡唐原 福岡八田、福岡流通センター内、福岡青葉、福岡高美台
博多区	板付、博多南、福岡小林、福岡雑餉隈、博多月隈
中央区	福岡小笹、福岡福浜
南 区	福岡大池、福岡桧原、福岡老司、福岡柏原
城南区	城南、福岡堤、福岡田島三
早良区	福岡四箇田団地、福岡野芥、脇山、福岡原五
西 区	福岡壱岐、北崎、周船寺、福岡能古、玄界島、元岡

5 市税証明の郵送請求

郵送で市税に関する証明書を請求する場合は、下記(1)~(5)の書類等を同封の上、「**福岡市税証明郵送請求センター**」宛に請求してください。

- (1) 税務証明交付申請書(記載内容は右参照)
- (2) 手数料(郵便局の定額小為替)
- (3) 返信用封筒(宛先を記入し切手を貼付してください。)
- (4) 請求者の本人確認書類(運転免許証等)の写し
- (5) 委任状(代理の方が請求される場合)

税務証明交付申請書の記載内容

以下の必要事項を記載して請求してください。

- 必要とする証明書種類・年度・通数・使用目的
- 現住所
- 市外に転出された方は、福岡市にお住まいの時の住所
- 証明が必要な方の氏名(フリガナ)
- 生年月日
- 昼間に連絡がとれる電話番号(連絡先)

〒810-8620
福岡市中央区天神1丁目10番1号
市役所北別館2階

福岡市税証明郵送請求センター

電話番号：711-4491

(午前9時15分~午後6時 土日祝日、年末年始を除く)



税務証明交付申請書は福岡市ホームページからダウンロードできます。「福岡市 税務証明交付申請書」で検索してください。

福岡市 税務証明交付申請書

福岡市教育委員会賞

「助け合える大人になる為に」

福岡市立博多中学校3年 和田 昌也 さん

「一つの命と一つの笑顔」

福岡市立松崎中学校3年 田中 優月 さん

福岡市議会議長賞

「ごみの処分と税」

福岡市立姪浜中学校3年 延命 哲行 さん

4 平成31年度から配偶者控除・配偶者特別控除が変わります！

平成31年度個人市県民税から、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けられる所得の要件が下記のとおり変更になります。

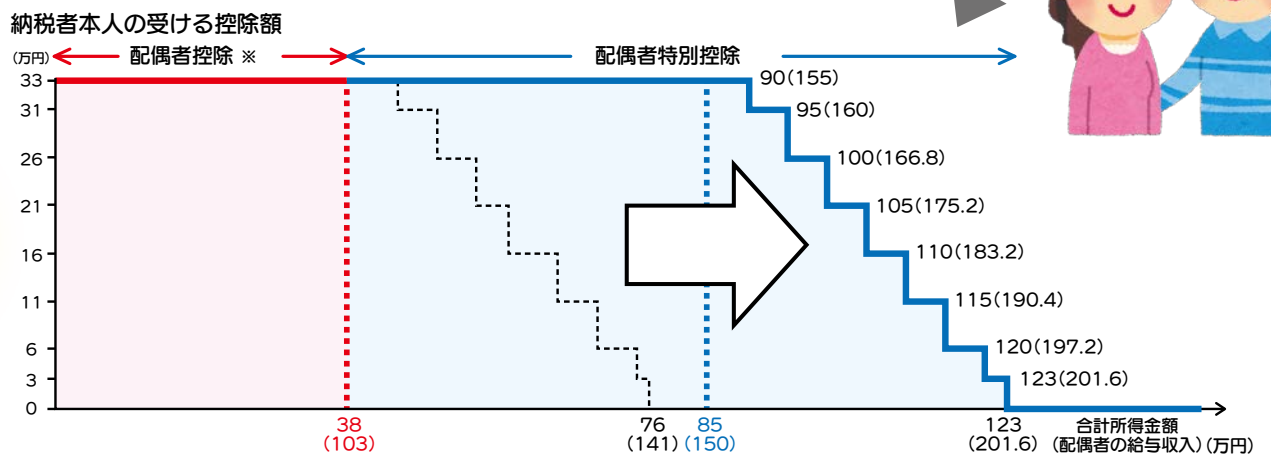
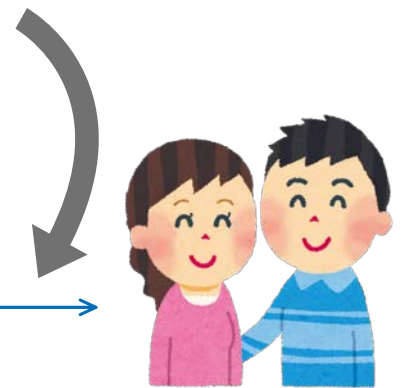
○配偶者控除：納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の合計所得金額が38万円以下
(平成30年度まで：納税者本人の合計所得金額の制限なし)

○配偶者特別控除：納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下
(平成30年度まで：配偶者の合計所得金額は38万円超76万円未満)

()内は給与のみの場合の収入金額 (単位:万円)

配偶者の合計所得金額	配偶者控除		配偶者特別控除								
	~38 (~103)	~90 (~155)	~95 (~160)	~100 (~166.8)	~105 (~175.2)	~110 (~183.2)	~115 (~190.4)	~120 (~197.2)	~123 (~201.6)	123~ (201.6~)	
合計所得本人の ~900 (~1,120)	33 ※①	33	31	26	21	16	11	6	3	-	
~950 (~1,170)	22 ※②	22	21	18	14	11	8	4	2	-	
~1,000 (~1,220)	11 ※③	11	11	9	7	6	4	2	1	-	
1,000~ (1,220~)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※老人配偶者控除(70歳以上)については、①38万円 ②26万円 ③13万円



<改正のイメージ>

○納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合
(給与収入のみで1,120万円以下の場合)

5 複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます！

令和元年10月から

対象税目：①法人都道府県民税、②法人事業税、③地方法人特別税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税(特別徴収)
※事業者の方で④、⑤、⑥が市税の対象税目です。

- 電子納税で納付事務の負担軽減!!
- 金融機関窓口等へのお出かけ不要!!
- 手数料無料!!
- 全地方公共団体へ電子納税ができます!!
- ダイレクト納付ができます!!

地方税共通納税システムスタート!!

地方税共通納税システムとは…全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。

ご利用方法

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5
利用届出 eLTAXのホームページから利用届出(新規)を提出してください。(提出済の方は不要)	電子申告 PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。	納付情報入力 納付する税金の種類や納付先などの情報入力、またはCSVファイルの取り込みを行います。	納付方法選択 インターネットバンキングまたはダイレクト納付を選ぶことができます。	納税 取引金融機関のネットバンキングや、事前に登録した口座から引落しされます。(即時または指定した日)

よくあるご質問 Q & A

- Q 利用できる時間は?**
A 土日祝日、年末年始を除く8時30分から24時までご利用できます。
 ※別途、休日に利用できる日があります。
- Q 電子納税した場合、領収書は発行されますか?**
A 紙の領収書は発行されませんが、納付済の確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。
- Q ダイレクト納付とは?**
A 事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。
- Q 取扱いできる金融機関は?**
A 各銀行、信用金庫、信用組合など、多くの金融機関でご利用いただけます。(地方公共団体の指定する金融機関に限られません。)

平成30年度
中学生の「税について」の作文
受賞者紹介

福岡市長賞

「社会保障制度に感謝」
福岡市立東住吉中学校3年 長澤 祐太 さん

「多くの人に支えられて」
福岡市立香椎第二中学校3年 西地 明日香 さん

6 個人市県民税の特別徴収を推進しています《県内一斉》

- 県内全市町村と連携して特別徴収未実施の事業主を対象に、平成29年度分から一斉に特別徴収義務者の指定を行っています。
- すでに特別徴収を実施している事業主で、一部の従業員を普通徴収としている場合も、特別徴収への切替を推進しています。

給与所得者の方の
個人市県民税は
原則 **特別徴収**
となります。



個人市県民税(給与から)の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者(事業主)が**従業員の毎月の給与から個人市県民税を差し引き**、従業員に代わって市町村ごとに納めていただく制度です。

従業員の方のメリット

- 銀行などで自分で納付する必要がなく、納付忘れを防げます。
- 納付回数が年4回から年12回になり、1回あたりの負担が減ります。

対象者 原則、全従業員が対象になります。

※下記の条件にあてはまる従業員は、事業主からの申請により対象から除外することもできます。

- ①退職またはその年の5月31日までに退職予定の従業員
- ②給与の支払のない月がある従業員
- ③年間給与の支払金額が93万円以下の従業員
- ④他の事業所から特別徴収されている従業員(所得税源泉徴収の乙欄該当者)
- ⑤事業専従者(個人事業主の場合のみ)

上記の従業員を除外した結果、対象となる従業員が2名以下になる場合は、申請により給与からの特別徴収を行わないこともできます。

7 消費税・地方消費税の税率が引き上げられます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

消費税率及び地方消費税率

区分	適用開始日	現行	令和元年10月1日	
			標準税率	軽減税率
消費税率(国分)		6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率(地方分)		1.7%	2.2%	1.76%
合計		8%	10%	8%

消費税の使い道

国の消費税収入については、①年金 ②医療 ③介護 ④少子化対策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされています。

地方消費税収入(引上げ分)については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

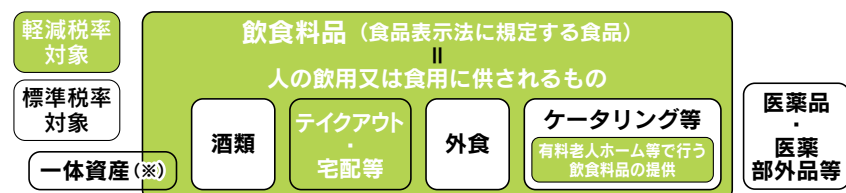
お問い合わせ先

- ◆ 国税庁HP(www.nta.go.jp)特設サイト「消費税の軽減税率制度について」
- ◆ 消費税軽減税率電話相談センター
☎0570-030-456(9:00~17:00 ※土日祝を除く)
- ◆ 軽減税率制度に関する説明会(無料) 開催日程は国税庁HP特設サイトに掲載
- ◆ 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援
軽減税率対策補助金事務局
☎0570-081-222(9:00~17:00 ※土日祝を除く)
- ◆ その他消費税に関することは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

軽減税率の対象となる品目

- 飲食品(食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、外食は含まれません。)
- 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

《軽減税率の対象となる飲食品の範囲》



※一定の一体資産は、飲食品に含まれます。

事業者の方へ

軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、軽減税率対策補助金事務局(左記)にお問い合わせください。

※個人住民税の住宅ローン控除の期間延長について

住宅ローン減税制度では、所得税から控除しきれなかった額が個人住民税から控除されます。消費税率10%で住宅の取得等をし、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、控除期間が10年間⇒13年間に延長されることになりました。

8 市税に関するお問い合わせ先

各区役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	FAX番号	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	FAX番号
		課税課(管理係) ・市税に関する証明の発行・交付 ・軽自動車税の課税 ・申告などの手続き(原付バイク等の車両登録や廃車の手続き)	東区	645-1021	632-4970	課税課 (固定資産税土地係・家屋係) ・固定資産税(土地・家屋)・都市計画税の課税 ・字図(地番参考図)・路線価・名寄帳の閲覧	東区	645-1031
博多区			419-1022	476-5188	博多区		419-1032	476-5188
中央区			718-1049	714-4231	中央区		718-1045	714-4231
南区			559-5031	511-3652	南区		559-5051	511-3652
城南区			833-4024	841-2145	城南区		833-4036	841-2145
早良区			833-4318	841-2185	早良区		833-4326	841-2185
課税課(市民税係) ・個人の市県民税の申告、課税(普通徴収、公的年金からの特別徴収)		東区	645-1026	632-4970	納税課 ・個人市県民税や固定資産税、軽自動車税の納税相談 ・上記税目に係る市税の滞納に関する事	東区	645-1022	632-4970
		博多区	419-1027	476-5188		博多区	419-1023	476-5188
		中央区	718-1038	714-4231		中央区	718-1028	714-4231
		南区	559-5041	511-3652		南区	559-5169	511-3652
		城南区	833-4032	841-2145		城南区	833-4026	841-2145
		早良区	833-4320	841-2185		早良区	833-4317	841-2185
西区	895-7013	883-8565	西区	895-7019	883-8565			
西区	895-7017	883-8565						

市役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	電話番号	FAX番号
	納税管理課	・市税の口座振替手続き、過誤納金の還付、市税に関する証明の発行・交付	711-4490
・給与から特別徴収される個人市県民税や法人市民税等の納税相談		711-4215	
福岡市税証明郵送請求センター		711-4491	
法人税務課	・給与から特別徴収される個人市県民税の課税	711-4211	733-5556
	・法人市民税の課税	711-4194	
資産課税課	・固定資産税(償却資産)の課税	711-4438	733-5902
	・事業所税や市たばこ税、入湯税の課税	711-4195	
納税企画課	・市税の収納・税務証明・滞納整理等にかかる企画、クレジット納付全般	711-4206	
課税企画課	・市税の課税にかかる企画	711-4207	733-5598
税制課	・市税の制度、市税の予算・決算、税務広報、市税の不服申立審査	711-4202	

市税に関するさまざまな情報は福岡市ホームページからご覧いただけます。

福岡市 市税

検索

最後までお読みいただきましてありがとうございます。
お読みになった感想やご意見をお寄せください。

発行・編集

福岡市財政局税制課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL:711-4202 FAX:733-5598
E-Mail:zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp